

〔シンポジウム〕

救済史の問題について

本誌第十一号に掲載された上沼論文「救済史的理解をめぐって」を契機にして、本学会内にも、この問題に対するいろいろな意見が出されるようになったが、西部部会においては本年度総会（四月二十日開催）において、この問題を取り上げ、頭書のような主題のもとにシンポジウムが行なわれ、服部嘉明、安田吉三郎、橋本龍三の三氏によって発題がなされた。今回特別にお願いして、服部、安田両氏の発題講演の原稿を、ここに掲載させていただいた。西部部会においても活発な議論が交わされたと聞いているが、これを基盤にして、建徳的な意見の交換がなされ、本会が健全な発展を遂げるための重要な一段階として用いられるように祈っている（編集委員）。

聖書記述に「救済史」は

認められないのか？

——福音主義的救済史理解の妥当性——

服部 嘉明

〔序言〕「救済史」の理解をめぐって、福音主義陣営の立場から、具体的な問いかけとして提示された好例として、最近、上沼昌雄氏が、「この『救済史』が聖書の考え方そのものであるかのように使われていること」（上沼昌雄、『救済史的理解をめぐって』「福音主義神学」十一号（一九八〇年）三頁、但し傍点）は筆者のもの（）に問題提起をなし、更に、『救済史』ということで何が意味され、また、それが聖書をとりえるための聖書的方法であるかということが問われて来る」（同上、四頁）とを言っていることを挙げ得る。そして、上沼氏は、

結論として、「救済史の内容は一見聖書の内容をそのままとらえているようであるが、……その考えは本来実存神学との対峙の中から出て来て、その領域を出ていないことが明らかになった。その意味で、聖書的な世界からは本質的に遠いのである」(同上、一九頁)と言っている。しかし、「救済史」という時、上沼氏が言う如く、「救済史」の理解が、クルマンや、バルトに見られる実存論的な歴史理解においてのみにはか言えないのだろうか？

一 用語としての「救済史」の福音主義的定義、又は理解の必要性

聖書学における他の用語についても言い得ることであるが、福音主義の立場から用いられる専門用語が、立場を異にする陣営で用いられているものと、用語そのものとしては同じであっても、必ずしも同じ内容、又は意味で用いられているとは限らないことを認識する必要がある。したがって「救済史」という場合にも、「救済史」という概念が聖書の理解を規定するのでなく、聖書の記述そのものが救済史を本質的に内蔵しているという事実を確認することが必要である。すなわち、聖書が、特殊啓示として正典論的に正しく受け入れられるならば、その内容は、救いの提示という究極的な目的をもち、その記述の仕方は、必然的に目的であると言わねばならない。それゆえ、聖書は救済史をその啓示目的の提示における不可欠な手段、または方法としていけると言い得る。

この意味で救済史は、救済史的に解釈された歴史であり、一般の歴史とは区別されることになる。……この点で、救済史は一般の歴史の中で起った事としての把握を全く離れて、信仰によってのみとらえられる世界となって来る。すなわち、救済史は、ただ信する者のみによって把握される世界であって、信仰の対象としてのみとらえられることになる。この意味で救済史は、時間、空間の中で起ったこととしての歴史的研究の対象とは全くなり得ないのである。救済史は、それ自体がいつも超歴史的なのである。そして、超歴史として、それがどんなに時間を問題としても、信仰の事として歴史の対象からは、はずれていることとなる。……歴史的な研究を通して聖書の事実を調べ、そこに神の計画をみるということよりも、信仰によって歴史とは別な一つの世界観としての救済史というものをみていることとなる。そこで時間的な線をいくらのばしたとしても、それを把握するのは信仰にしかすぎず、それは実存的な信仰の決断によることとなる(上沼昌雄『時の理解と救済史の問題について——オスカール・クルマンの場合』『聖書神学季刊通信』特別第三号(一九八〇年)、二・五—二・六頁)。

それゆえに、福音主義的に「救済史」という同じ表現を使用するけれども、聖書記述そのものは一般歴史との接点を選択的に(その目的啓示の性格上)もち、その記述の研究により救いの啓示にあずかり得るといふ意味において「救済史」と言いが得る。この事は、聖書の記述の提示する全ての事柄においても

二 聖書記述の目的選択性の妥当性と「歴史」の二重構造的な理解の福音主義的理解の必要性

聖書記述は、歴史の全てを含んでいられるのではなく、目的的に(神の主権の摂理のもとに時間的にも、空間的にも)選択されていることは、最も具体的な聖書表示としては、ヨハネ福音書二一・二五及び、二〇・三〇—三一、またはヘブル人への手紙一一・三二などに見ることが出来る。したがって、聖書記述は、基本的に(一般)歴史との接点をもつ啓示として理解されるべきである。ただ、その(一般)歴史の全てを目的的に必要としていないことを理解すべきである。それゆえに、「歴史」の二重構造的な理解に対して、福音主義的理解を必要とする。問題を明確にするために、長い引用になるが、上沼氏の論述を次に引用する(傍点は筆者のもの)。

「……一般史と救済史とが、どのようにかかわっているのかということである。クルマンは、この点に関して、救済史は一般史の中で展開しており、その意味で一般史に属していると言っている。しかし、救済史の出来事は、クルマンにとって全く救済史的に解釈された事柄であって、この意味では『一般の歴史とは根本的に異なった様相を呈している』ことになる。クルマンにおいて、一般の歴史は、『創造と終末のその始めと終りにおいてのみキリストを中心とした救済史の中に組み込まれることになっているが、一つ一つの救済の出来事は、一般の歴史の中で起りつつ、それと異ったもう一つの歴史を形成している。

(一般に奇蹟的と考えられる記述、カリスマ的要素が濃厚と考えられる事件やその記述、更に、新約においては十字架のキリストの死、および復活と昇天などを含む)それらが、一般歴史との接点をもつ事を前提として理解すべきである。そのためには、単なる実存的な信仰理解を、聖書記述と別個の事として取扱うようなことは避けることが必然的に必要である。そこで問題となるのは、聖書記述が一般歴史と通常考えられる歴史的記述と同様でない性格、または表現の意味内容が存在することを認める必要がある。その相違は、「歴史」の二重構造的な実存的信仰理解のゆえではなく、むしろ言語の(もつ)表現を含めて(内容理解の問題として考えるべきである。すなわち、セマンティックの問題である。換言すれば、一般歴史の記述のセマンティックとしては、復活というような意味内容は提示することとは出来ないのであるが、聖書記述は、復活の現実、または事実を「言語」という一般的な要素をもつ手段によって提示しようとしているのである。そのような聖書記述に復活をはじめ、その他の救済史の現実を啓示として把握するのは正典論的にもやはりセマンティックの問題である。したがって、聖書の記述をそのまま(一般)歴史との接点を選択的に存在するものとして、その信憑性を受け入れてゆくとき、聖書信仰に立脚した福音主義的な救済史理解が可能である。

そのような福音主義的な「救済史」理解は、徹底的に聖書の記述本文の考察に力を注ぎ、そこに提示されている使信を把握

することによって可能となるのである。それは、聖書の靈感に基づく記述の基本的信憑性を前提として、その聖書記述の積義理解に緻密な努力が継続されるところに、福音主義的立場で「救済史」を論ずることが可能であると言い得る。

〔結語〕 聖書記述の目的的选择性を基本的に受け入れ、その記述が一般歴史との接点にありながら、表現、または言語において啓示としてのセマンティックな特異性の存在を認めつつ、(聖書の)記述本文を積義的に理解しようとするとき、福音主義的な「救済史」の理解が明確にされるのではなからうか。

(大阪基督教短期大学教授)

聖書神学と救済史

安田吉三郎

上沼氏の論文「救済史的理解をめぐって」は、日本の福音主義神学界の中に、クルマン的な救済史理解が取り入れられていることに危惧の念を表明し、警告の声をあげたものです。

「一般の歴史とは区別されて救済史的に解釈された歴史は、一般の普遍的歴史との関係で、非歴史的な態度をとるようになる」(福音主義神学、十一号、十五頁)、と上沼氏は問題点を要約しておられます。「非歴史的」ということは、クルマンのいわゆる「新しい実存的理解と決断」によって解釈された「信仰のことがら」にほかなりません。したがって、救済史の内容は、一見聖書の内容をそのままとらえているようであるが、実際は、聖書の世界からは本質的にへだたっていることとなります。

さらに上沼氏は、「歴史的・人間的側面、あるいは文化的・科学的側面における無謬性(Inerrancy)は、救済史的統一性にかかわる聖書の不可謬性(権威)とは別のものであって、不可謬性とははつきり切り離して扱わなければならない」という福音主義的神学者の文章を引用しつつ、救済史の立場は、福音主義の聖書論と相容れないということを主張しておられます。

他方には、H・リダボス等のように、聖書のメッセージは、それ自身の性質と目的にしたがって評価しなければならぬとする救済史的な主張があります。日本における福音主義の学者たちの間で「救済史」という言葉がよく用いられるようになったのは、クルマンの受容ということよりは、リダボスが紹介されてから後のことではないかと思えます。

福音主義的な神学者が、伝統的な聖書観を変えて、むしろ歴史的な批評学の方を不変の真理としているのではないかという危惧は、今日、全世界的に拡がりつつあります。上沼論文はその一つの表われであると言えます。上沼氏が指摘されるように、批評学と聖書の啓示としての面とを調和させるために「実存論的解釈」を用いたり、救済史的再構成を試みるものは少なくありません。オランダの改革派神学者たちの中には、高等批評学を受けいれている学者とほとんど区別がつかないほど、批評学に対して寛大な学者が現われつつあります。

しかし、福音主義的聖書学におけるこのような新しい動きに対して、完全に否定的な態度をとるべきかと問われれば、そうであってはならないと思います。最近、改革派神学研修所から発行された「聖書権威の性質と範囲」などは、改革派教会内で生じた論争に対して一つの教会(北米キリスト改革派教会)の委員会が、教会の委託にこたえて提出した委員会レポートですから、非常にバランスのとれた姿勢が示されています。例えば、「歴史学的方法の使用」というところでは、「すべての歴

す。

聖書神学は、ガーブラー以来、聖書を歴史的に取扱う学問であるという点では、あらゆる立場の学者たちの意見が一致しますが、その歴史をどう理解するかという点になると一致はなくなります。現在の状況から言えば、聖書のメッセージに対する態度は変わったが、前世紀以来の批評学の結果と方法はそのまま変わることなく受けつがれているという二つの面があり、その緊張関係の中にゆれ動いていると言えます。同じことは福音主義の聖書神学者にもあてはまります。多くの学者たちは、歴史批評学と近代科学の研究を無視することが出来ないかと考えます。すなわち、聖書には多くの矛盾や誤りがあること、聖書の物語と事実とは一致しないこと、イスラエル史は再構成されなければならぬこと、文献資料には長い生成と編集の歴史があること、創世記一―三章その他の個所の解釈にあたって、近代科学を解釈原理の根拠に置かなければならぬこと、これらの諸点を無視し得ないと考えています。改革派・福音主義聖書観において、聖書の人間的、歴史的側面は一度も否定されたことはありませんが、この側面と先に列挙した事柄とは関係があるかという点が問われます。この問題は簡単に答えることはできません。一方には、聖書を構成している資料の理解に非常に強調点を置く新しい立場があります。特に古代近東の宗主協定に関する諸文書の発見と研究の成果が聖書論、特に正典論に新しい光を与えると主張するM・クライン等がいます。そして

史的事実というものは発見可能な因果関係の中で起こるのだという前提」をもった歴史学は奇跡否定を含むから聖書にあてはめることはできないといって拒否します。しかし同時に「歴史家がみな同一の前提をもって作業するわけではないということ」は、今日広く認められている」といい、「実在についての聖書的前提を受けいれ」ている歴史家のみが、聖書を歴史的に取り扱う姿勢として望ましいと説いています(五五頁)。ウォーフィールドはかつて「靈感と批評学」の中で、健全な批評学の特質を三つ挙げました。その第一は、「その問題の諸事実に対して、前提を離れて、恐れず、正直に従う心を持つこと」「聖書の靈感と権威」(二九九頁)とあります。この場合の無前提性とは、否定的批評家が聖書に対していっている「先入観」を持たないということでした。しかし今日、ウォーフィールドの立場をより建設的に、よみ取り多しものとして進めてゆくためには、歴史学的前提についての哲学的な考察をより十分に行わなければなりません。そうすれば、上沼氏が提起された問題を、福音主義神学会の中で、より一層深めてゆくことができるのではないかと思います。

(日本基督改革派神港教会牧師)